



冬の交通安全県民運動 令和6年12月11日(水)~20日(金)

冬の交通安全県民運動は「やめよう!佐賀のよかろうもん運転」をスローガンに、10日間実施されます。

1 横断歩行者をはじめとした歩行者の保護

◎ 横断歩道は歩行者優先は「義務」

ドライバーは、横断歩道に歩行者等がないことが明らかな場合を除いて、直前で停止可能な速度で進行する義務があります。また、横断歩道を横断中または横断しようとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一時停止する義務があります。



◎ 歩行者は横断歩道を利用

歩行者は、近くに横断歩道があるところでは横断歩道を渡る、信号に従うなど、基本的な交通ルールを守りましょう。

2 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

◎ 飲酒運転の根絶

飲酒運転が厳罰化されて10年以上経ちますが、いまだに、飲酒運転で検挙される人、飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。地域全体で「飲酒運転し(四)ない」運動に取り組み、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転し(四)ない運動

- 運転するなら酒を飲まない
- 酒を飲んだら運転しない
- 運転する人に酒をすすめない
- 酒を飲んだ人に運転をさせない



3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

◎ 交通ルールの遵守

自転車は、身近で便利な交通手段ですが、被害者のみならず、加害者になる可能性があります。事故の原因は、自動車側だけでなく、自転車側にも左右の安全不確認などの法令違反がある場合が目立ちます。交通事故の当事者にならないために、「自転車安全利用五則」等の交通ルールを守って、安全に自転車を利用してください。

◎ 特定小型原動機付自転車について

特定小型原動機付自転車は、免許はいりませんが、**運転ができるのは16歳以上です。**特定小型原動機付自転車も、原付バイクや自動車と同じ「車」の仲間です。購入の際や運転する前に、交通ルールと手続きをしっかりと確認しましょう。

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

平成18年6月、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。拉致問題を風化させないため、理解と関心を持つことが大切です。

～ 拉致 必ず取り戻す ～

マナーを守って正しい狩猟

11月15日から、狩猟期間に入ります。

ルールとマナーを守って正しい狩猟を行うよう心がけ、事故の防止に努めてください。

◎ 昨年の狩猟等による人身事故

昨年、県内での事故の発生はなかったものの、全国では10件発生しました。

事故を起こした方の特徴としては、10名中7名が60歳以上の方であり、このうち5名が猟銃等の所持歴が20年以上の方となっています。

◎ レジャー等で山に入られる皆様へのお願い

県内では、毎年11月15日～翌年2月15日まで狩猟期間となっています。

期間中、レジャー等で山に入られる方は、銃声のする方向には近づかないようにしてください。

昨年の猟銃等による人身事故

発生件数	10件
死傷者数	10名
死者	0名
重傷者	4名
軽傷者	6名

事故原因

暴発	5件
矢先の安全不確認	4件
誤射等	1件